2月7日は北方領土の日です

北方領土問題に対する国民の関心と理解をさらに深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進をはかるため、昭和56年に政府は2月7日を「北方領土の日」とすることを決定しました。

道では、2月7日の北方領土の日を中心とする1月21日から2月20日を「北方領土の日」特別啓発期間として定めています。北方領土署名コーナーを町民センターに設けていますので、町民の皆様のご協力をお願いします。

◇**お問い合わせ先**
総務課総務グループ
電話0165―26―9021

剣淵町不妊治療費助成事業について

剣淵町では一般不妊治療（タイミング法・人工授精）および特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方に、費用の一部を助成します。

▼対象者

不妊症と診断されその治療を受けている方で、

①夫婦いずれも町内に住所を有している方
②法律上の婚姻をしている方
③北海道が指定した医療機関で治療した方
④夫婦いずれも町税及び使用料等の滞納のない方

▼助成金額

【一般不妊治療】

・治療を受けた年度ごとに、10万円を上限に助成します。通算5年間を期限とします。

【特定不妊治療】

・1回の治療につき15万円を上限に助成します。助成回数は、妻の治療開始時の年齢が40歳未満である時は通算6回まで、40歳以上43歳未満である時は通算3回までです。
・特定不妊治療のうち、男性不妊治療は上記のほか1回15万円を上限に助成します。
・「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成対象者は、助成額を差し引いた額のうち15万円を上限として助成します。

(注)平成29年4月以降の特定不妊治療実施分が対象になります。

※申請に必要な書類は各々異なる場合がありますので、健康福祉課保健グループにお問い合わせ下さい。

◇**お問い合わせ先**
健康福祉課保健グループ
電話0165―34―3955

子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の一時中止について

～接種を検討中、または既に開始されている方は有効性とリスクを理解し判断を！～

子宮頸がん予防ワクチン（HPV感染症）の接種を積極的にはお勧めしていません。

平成25年6月14日に厚生労働省から、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛（いたみ）が子宮頸がん予防ワクチンの接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの勧告がされました。

・現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。
・ただし、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を中止するものではありませんので、接種を希望する方は、定期接種として無料で接種を受けることができます。
・接種を希望する方は、ワクチンの有効性と接種による副反応が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

（厚生労働省のリーフレットをご覧ください。）

・厚生労働省のリーフレットは、下記のＰＤＦファイルをダウンロードすることで見られます。『厚生労働省　子宮頸がん』で検索してください。

・御不明な点がありましたら健康福祉課保健グループにお問い合せください。

◇**お問い合わせ先**
健康福祉課保健グループ
電話０１６５―34―３９５５

石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

◇**お問い合わせ先**
北海道労働局基準部労災補償課
電話０１１―７０９―２３１１

社会保険労務士による障害年金無料相談会について

社会保険労務士による障害年金に関する無料相談会を実施します。事前申し込みが必要となりますので、お気軽にお申し込みください。

▼**開催日**
3月22日(日)、4月19日(日)、5月17日（日）

▼**開催時間**
各日10時から15時まで

▼**開催場所**
士別商工会議所
士別市西2条5丁目

◇**申込先・お問い合わせ先**
障害年金サポートの会
（担当：神田）
電話０９０―６９９５―７９６９

し尿への異物混入の防止について（お願い）

現在、住宅や簡易トイレなどから出る「し尿」の処理については、便槽から汲み取り後、し尿処理施設（士別市）へ搬入し処理していますが、最近特に異物の混入が多く見られるようになりました。

便槽への異物の混入は、汲み取り時にバキュームカーのホースを詰まらせたり、破損させたりするほか、処理施設の設備が故障するなど業務に支障をきたしている状況です。混入物の多くは、「プラスチック袋」、「生理用品・紙おむつなどの衛生用品」、「タバコの吸殻」、「砂利・石」などで、特に砂利・石の混入は、設備の重大な故障につながることから、便槽には異物を絶対に入れないでください。

また、トイレの利用にあたっては、水に溶けないちり紙を使用せず、トイレットペーパーを使用してください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

◇**お問い合わせ先**
住民課環境生活グループ
電話０１６５―26―９０２６

▲混入していた異物（生理用品等の衛生ごみ、缶・ペットボトル、石など）

お知らせ

士別警察署かわら版

～冬道での交通事故防止～

ストップ・ザ・交通事故防止

「めざせ安全で安心な北海道」

▼余裕を持った運転を

目的地までの天気や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

▼スピードダウンと慎重な運転を

冬道では、スリップによる事故が多発しています。スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心掛けましょう。

▼「急」のつく運転操作は危険

急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険ですのでやめましょう。

▼交差点に注意

雪山で見通しが悪い交差点などでは、「車が来ているかもしれない」、「歩行者が横断しているかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。

▼悪天候に注意

吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。

～違法・迷惑駐車の防止～

「やめましょう　みんなが困る　迷惑駐車」

違法・迷惑駐車は、次のような危険や障害の原因となりますのでやめましょう。

▼道路を狭くして通行の妨害になります。

違法駐車があるために、交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両走行が出来なくなり、また、歩行者の通行を妨げます。

▼交差点付近での事故の原因となります。

交差点付近の違法駐車は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。

▼緊急車両の活動を妨げます。

狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。

▼歩行者事故などの原因になります。

住宅街での違法駐車は、駐車車両の直前や直後から幼児、児童の飛び出しによる事故や、夜間には走行車両が駐車車両に気付かずに衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

▼除排雪作業の障害となります。

違法駐車が除排雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ、生活にも重大な影響を与えます。

◇お問い合わせ先

士別警察署

電話０１６５－23－０１１０

自衛隊旭川地方協力本部からお知らせ

～自衛官募集について～

興味のある方や詳しい説明を聞きたい方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

◇お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所

電話０１６５４－２－３９２１

住所〒０９６－００１１

名寄市西1条南9丁目45

	自衛官候補生（男・女）３月試験
応募資格	１８歳以上３３歳未満 （令和２年４月１日現在）
受付期間	受付中～令和２年２月２１日（火）締切
試験日	３月１日（日）・２日(月）のいずれか１日を指定できます。
試験会場	旭　川 ※細部は受付時にお知らせいたします。